

From: rjisin@mext.go.jp

Subject: 地震時及び火災時の対応について【文部科学省放射線規制室】

Date: Fri, 10 Oct 2003 16:04:21 +0900

大規模事業所（使用者、販売業者及び廃棄業者）殿

今般は、平成15年9月1日付け15科原安第26号「放射性同位元素等取扱事業所における地震・火災等の災害時の対応について」に基づき、夜間時等連絡先の御登録を頂きありがとうございます。

今回は、送信頂いた先のメールアドレスにお送りしております。
変更がある場合には、再度御連絡下さい。

また、地震時及び火災時における対応の再確認と注意事項等について以下に示します。
ご不明な点がある場合は、放射線規制室 総括係までお問い合わせ下さい。
今後とも宜しくお願ひ致します。

[共通]

①御登録頂いた連絡先に変更があった場合には、速やかに【rjisin@mext.go.jp】まで御連絡下さい。

[地震時の対応について]

① 今回、新たに対応が必要な点は、震度4以上の地震が起きた場合、一定以上の貯蔵能力を持つ施設（貯蔵能力として密封線源3.7ベタベクレル、非密封線源3.7ギベベクレル以上（一群換算））（以下「大規模事業所」という。）において、点検の結果、施設等に異常が無い旨をメールにて連絡を行うこと。

② この場合の、メールでの連絡内容については、下記を例として下さい。なお、このメールは、災害時の対応者の携帯メールに転送される仕組みになっているため、メールでの送信の際には、添付ファイル、記号等を用いず、テキスト形式での送信を心がけて頂くよう御協力をお願い致します。

また、通知にて、「直ちに施設の点検を行い」としておりますが、このメールの送信は、地震発生後、45分以内を目標に送信して下さい。なお、震度4の場合であって、休日、深夜等で、施設において放射性同位元素等の使用等を行っていない場合は、直ちに施設の点検を実施するか、または、現在施設は使用していない旨の連絡をメールにて行い、更に施設を使用する前に点検の上、施設に異常が無かった場合には、再度メールにて連絡をお願いします。ただし、震度5以上の場合は、直ちに（大規模な交通機関のマヒや火災等の特殊な状況時を除く）施設の点検を実施して連絡して下さい。

（メールの送信内容例）

1 事業所名

2 対応状況 点検の結果異常なし

（震度4の場合の例：現在施設は使用していないため、使用前に点検の上、

再度連絡する。)
3 発信者名 役職、氏名、連絡先

③また、地震による設備の故障、被ばく、汚染、人身事故等、異常事態が発生した場合には、これまで同様、直ちに放射線規制室（所在地が茨城県の場合は、水戸原子力事務所）に電話連絡及び様式1を例とする状況の通報が必要となるので注意が必要である。

④なお、連絡は、まず、文部科学省の放射線規制室（所在地が茨城県の場合は、水戸原子力事務所）への電話連絡及びFAX送信を行うこと。文部科学省緊急連絡システム（グループ番号110）を用いた連絡は、平日深夜及び休日など、放射線規制室に連絡してもつながらない場合にのみ使用すること。

[火災時の対応について]

① 放射線障害防止法に係る全事業所において対応が必要となる。事業所内で火災が発生した場合に、まず、電話にて第1報の連絡をすること。

② この場合の「事業所内での火災」とは、放射線障害防止法に基づき、当省に申請もしくは届出頂いた事業所境界内を指す。たとえ、大規模な事業所で、放射線源等が火災現場から遠く離れていても、放射線取扱主任者等は、現場の状況を確認の上、第1報の電話連絡を放射線規制室（所在地が茨城県の場合は水戸原子力事務所）に連絡すること。

③ 第1報の電話連絡の後は、様式1を例として、状況をFAX及び電話連絡すること。（事業所の図面に火災発生場所、管理区域、線源使用場所等を記した図面等をできる限り添付）

④ なお、連絡は、まず、文部科学省の放射線規制室（所在地が茨城県の場合は水戸原子力事務所）への電話連絡及びFAX送信を行うこと。文部科学省緊急連絡システム（グループ番号110）を用いた連絡は、平日深夜及び休日など、放射線規制室に連絡してもつながらない場合にのみ使用すること。

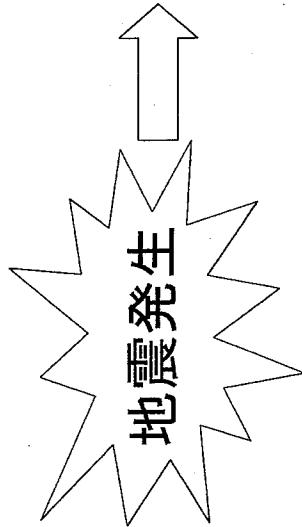
上記、記述について図で表してみました、ご参考にして下さい。

(See attached file: 地震時及び火災時の対応.ppt)

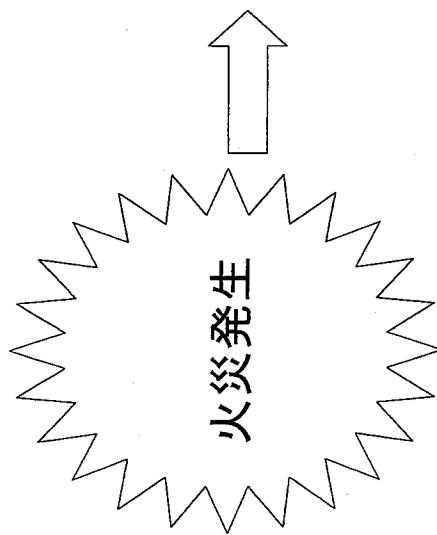
文部科学省
科学技術・学術政策局
原子力安全課 放射線規制室 総括係
椎野剛成 (SHIINO YOSHINARI)
〒100-8966 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
TEL 03-5253-4111 (内線7215)
03-5253-4043 (直通)
FAX 03-5253-4048
E-mail : shiino@mext.go.jp

地震発生時の対応

	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害予防規定に基づく点検等 ・異常事態が発生した場合は直ちに電話及びFAX（様式1を例とする）で連絡 <p>加えて、点検結果のメール送信が必要</p>				
大規模事業所 3.7ペタベクレル以上 (密封)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>震度4</th> <th>震度5以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の点検 ・45分以内を目標に異常がない旨の点検結果をメール送信 </td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の点検 ・45分以内を目標に異常がない旨の点検結果をメール送信 </td></tr> </tbody> </table> <p>又は</p> <p>(休日・深夜など施設を使用中でない時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに使用中でない旨をメール送信 ・施設使用前に点検し、異常がない旨の点検結果をメール送信 	震度4	震度5以上	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の点検 ・45分以内を目標に異常がない旨の点検結果をメール送信 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の点検 ・45分以内を目標に異常がない旨の点検結果をメール送信
震度4	震度5以上				
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の点検 ・45分以内を目標に異常がない旨の点検結果をメール送信 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに施設の点検 ・45分以内を目標に異常がない旨の点検結果をメール送信 				
上記以外の事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害予防規定に基づく点検等 ・異常事態が発生した場合は直ちに電話及びFAXで連絡 <p>※異常がない場合はメールでの連絡は不要</p>				



火災発生時の対応



できる限り発生場所の図面等を添付し、分かりやすい形で状況をFAX及び電話連絡(様式1を例とする)

現場の状況を確認の上、
火災が発生した旨を電話連絡(申請、届出にある事業所境界内の火災)